滋 水 第 5 0 号 令和4年(2022年)1月26日

琵琶湖海区漁業調整委員会会 長谷口 孝男様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の制限措置の内容等について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業の許可の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間について貴委員会の意見を問います。

## 滋賀県告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年1月22日農林省令第5号)第70条に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年2月 日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 制限措置

漁業種類	船舶等の 数または 漁業者の 数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操 業	区	域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第 1 種漁	110 隻以下	5	127	琵琶湖大橋	の堅田	行き	7月20日から	滋賀県に住所を有す
業(ごり沖びき		7	キ	車線区分線			翌年2月末日	る者
網漁業)		ン	口	500 メートハ		#の線	まで	
		以	ワ	以北の琵琶	胡			
		下	ツ					
			<u>۲</u>					
			以一					
	110 隻以下	5	下 127	琵琶湖大橋		行き	2月1日から	滋賀県に住所を有す
業(あゆ沖びき	110 支以下	5  -  -	121 ‡	車線区分線				公
網漁業)		レン	7	500メートル			2 / / / I / C	<b>3</b> 4
M91/M×/		以	ワ	以北の琵琶				
		下	ッ	0,10 % 20 01	.,,			
			<u>۱</u>					
			以					
			下					
手繰第 1 種漁	110 隻以下	5	127	琵琶湖大橋	の堅田	行き	8月1日から	滋賀県に住所を有す
業(その他の沖		7	キ	車線区分線	から北	側へ	翌年 4 月 30	る者
びき網漁業)		ン	口	500 メートバ		鮮の線	日まで	
		以	ワ	以北の琵琶湾	胡			
		下	ツ					
			1					
			以一					
			下					

<sup>2</sup> 申請期間 令和4年2月15日から令和4年3月14日まで

## 滋賀県告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年1月22日農林省令第5号)第70条に規定する小型機船底びき網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年2月 日

滋賀県知事 三日月 大造

## 1 制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操	業	区	域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第 3 種漁	89 隻以下	5	127	近江	大橋の	草津行	き車	8月1日から	滋賀県に住所を有す
業(貝びき網漁		1	キ	線区	分線以	北の琵	琶湖	翌年 4 月 30	る者
業)		ン	口	(た)	ぎし、卢	削およ	び内	目まで	
		以	ワ	湖か	ら琵琶	湖に通	!ずる		
		下	ツ	水路	を除く。	)			
			1						
			以						
			下						

<sup>2</sup> 申請期間 令和4年2月15日から令和4年3月14日まで